

【談話】

大阪における「教育基本条例案」「職員基本条例案」の強行を許さず、すべての子どもの成長・発達を保障する教育を守り、前進させよう

2011年10月13日

全日本教職員組合（全教）

書記長 今谷 賢二

1. 橋下徹大阪府知事が代表を務める「大阪維新の会」大阪府議団は、9月21日、開会中の大阪府議会に「教育基本条例案」「職員基本条例案」の2条例案を提出しました。全教は、この条例制定の動きが明らかになり、その内容が報じられるもて、「子どもたちの成長と発達を保障する教育から、知事の求める『人材づくり』のための教育につくりかえようとする権力的な動きを許してはなりません」とする談話（9月6日付）を発表し、「条例づくり」を許さないとりくみの強化を呼びかけました。地元・大阪での府民共同の広がりをはじめ、全教などの呼びかけに応えた条例案の提出断念を迫る全国的な運動は、子どもたちと教育を守る幅広い合意をつくってきました。こうした中での条例案提出強行は、「大阪維新の会」の反府民的な本質を自ら明らかにするとともに、議会の多数を頼んで不当な条例の強行をねらう民主主義に反する暴挙であり、断じて許すことはできません。

2. 府議会に提出された「教育基本条例案」は、その前文で、「教育に民意が反映されてこなかった」ことを強調し、「選挙を通じて民意を代表する議会及び首長」の教育行政への関与によって、「政治が適切に教育行政における役割を果たし、民の力が確実に教育行政に及ばなければならない」と主張しています。ここには、さまざまな争点によって争われる選挙の結果のみを「民の声」とすること、「民の声」＝知事とする短絡などいくつものすり替え、ごまかしがあります。しかも、多くの父母、府民が願い、府議会への署名などを積み上げてきた「教育条件整備をすすめて欲しい」などの「声」には見向きもしません。そのため、条例案のどこにも、教育条件の整備が教育行政の主たる任務であることの言及はありません。この前文に代表されるように、「政治が教育に責任を持つ」ことを強調し、政治による教育介入の制度化が条例全体を貫く特徴となっています。

「教育基本条例案」には、「教育基本法…その他国の法令が定める教育目標を大阪府において十分に達成するべく、これらの法令を補完すること」を目的に掲げ、「規範意識を重んじる人材」「義務を重んじる人材」「互いに競い合い自己の責任で」「愛国心及び郷土を愛する心」などの言葉が並ぶ基本理念が挙げられています。学力調査の学校別結果をホームページで公表し、子どもと教職員を競わせ、府立高校の学区制を撤廃し、入学者数が入学定員を3年連続下回った場合は統廃合すなど学校どうしを競わせることがその内容です。この教育を徹底するために、知事による教育目標の設定をはじめ、校長・副校長の公募、5段階の人事評価の押しつけ、教職員の必ず5%は最低のDランクに評価することを義務付け、連続最低評価の教員は免職に一などがこと細かに規定されています。これでは、子どもたちを何よりも大切に教育は成り立ちません。

教育は、日本国憲法や子どもの権利条約にもとづき、教職員と子どもたちの人間的なふれあいを通じて営まれ、すべての子どもの成長と発達を保障することをめざして日々行われています。人間的な主体性が不可欠で、命令や強制によってがんじがらめにするのは、教育の営みそのものを壊すことにつながります。教職員を「分限、懲戒」で脅迫的に追い詰めることは、画一的な管理や競争を強め、いっそう大切な子どもを苦しめることにつながります。私学の学費負担をてこにして公立・私立による高校間競争をあおってきた橋下知事と維新の会による、競争強化といっそうの教育破壊の攻撃を許してはなりません。

3. この大阪維新の会を中心とする動きは、橋下知事自らが「戦後レジームを大阪から変える」と、

教育基本法改悪に執念を燃やした安倍元首相と同じ主張を繰り返していることから明らかなように、地方から改悪教育基本法の具体化をねらうものです。条例案を提出した大阪維新の会は、日本の過去の侵略戦争を「正義の戦争」と正当化し戦争を賛美する教科書の採択に躍起になってきた勢力です。「愛国心及び郷土愛に溢れる人材」など、条例案に位置付けられた「基本理念」は、こうした動きとも一体のもので、「教育基本条例案」は、教育を戦前のように特定の価値観を教え込み、まさに「戦争する国の人づくり」に奉仕させようとするものと言わなければなりません。

「教育基本条例案」と一体の「職員基本条例案」も「公務員組織を普通の組織にする」と標榜していますが、府庁の幹部職員をすべて任期付きにするなど公務労働者の身分不安定化に道を開き、「首長の政策に賛同する有能な人材」の名のもとに、公務と公務労働者の基本任務、性格を「全体の奉仕者」から「知事と維新の会の従属者」へと変えることをねらっています。「住民の福祉の増進を図ること」（地方自治法第2条）を基本任務とする公務労働を変質させるものです。

歴史の痛苦の教訓を経て確立された戦後民主教育と地方自治の大原則を蹂躪し、歴史を逆行させる動きを許してはなりません。

4. 2つの条例案は、国際的な基準や到達点からみても許されないものです。国連・「子どもの権利委員会」は、昨年、日本政府の報告に対する最終所見を採択し、「高度に競争主義的な学校環境が、就学年齢にある子どもの中のいじめ、精神的障害、不登校・登校拒否、中退および自殺の原因となることを懸念する」と指摘しています。今日でも「競争的」と厳しい批判にさらされている日本の教育に、いっそうの競争を持ち込むことは、国際的な標準に逆行することにしかありません。

ILO・ユネスコ「教員の地位に関する勧告」は、「教員の正当な地位および教育職に対する正当な社会的尊敬が、大きな重要性をもっていることが認識されなければならない」ことを「指導的諸原則」としています。条例案の7割近くを「懲戒・分限処分に関する運用」が占める「教育基本条例案」は、この基本理念にも反するものです。「教職における雇用の安定と身分保障は、教員の利益にとって不可欠であることはいままでもなく、教育の利益のために不可欠なもの」などの到達点を一つの自治体の条例で覆すことなどあってはなりません。

5. いま、大阪では、260 駅頭での大宣伝行動の成功などによって、大阪府教育委員会ではすべての教育委員が条例案に反対を表明するなど急速な変化が生まれています。大阪弁護士会は会長声明で反対の立場を鮮明にし、「維新の会」と意見交換を行った府立高校の校長やPTA 役員からも反対や疑問が出されています。「これはまるで工場の品質管理です」と指摘した日本ペンクラブが声明を出すなど、全国でも批判の声が広がっています。2つの条例案阻止のたたかいと同時にたたかわれる大阪市長選挙と大阪府知事選挙の同時選挙も想定されています。全教は、2つの条例案の制定反対の声をさらに大きく広げ、大阪でのたたかいに連帯して、条例制定を許さない全国的な運動を強化することを心から呼びかけます。

以 上